

7 ～ 9 月の小計	
10 ～ 12 月の小計	
合計	

①：一般の土地取引

②：マンション等区分所有の取引

- (1) 登記原因が売買、払下げ又は買収である取引を対象として、民間法人の区分別・面積規模別の短期間転売件数及び面積を取りまとめる。
- (2) 月別の短期間転売件数・面積は、当月取引された物件の中で、過去1年間(例えば、1月分については、前年の2月1日から当該取引の受付までの期間。調査開始後1年に満たない場合は、調査開始時点から当該取引の受付までの期間。)に既に1回以上の取引が行われているものの件数・面積とし、四半期ごとの小計を記載する。

(3) 民間法人の短期間転売とは、転売者(売主)に民間法人が含まれている短期間転売とする。

(4) 域外法人転売とは、民間法人の短期間転売の中で登記申請書による当該法人の住所が当該都道府県外又は政令指定都市外に存するもの

とし、在東京法人転売とは、同様に当該法人の住所が東京都に存するものとする。

(5) マンション等区分所有の取引の面積は、敷地面積に持分割合を乗じた面積とする。

(6) 民間法人の短期間転売の()内は面積別の構成比(%)とし、域外法人転売及び在東京法人転売の[]内は民間法人の短期間転売に占める比率(%)とする。